

都城工業高等専門学校学業成績の評価及び課程の修了等に関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、都城工業高等専門学校学則に定める学生の学業成績評価及び課程の修了並びに進級・卒業の認定等について定める。

第2章 科目の履修及び単位の修得

(科目の履修及び単位の修得)

第2条 開設する科目は、次の2種類に区別される。

履修単位科目：30単位時間（1単位時間は標準50分とする。）の履修により1単位とする。

学修単位科目：45単位時間（授業時間と自学時間との合計が45単位時間）の学修により1単位とする。なお、学修の形態は、1単位につき、15時間から30時間までの範囲の授業と、30時間から15時間までの範囲の自学との組み合わせによる。

- 2 開設された授業科目のうち必修科目については、全科目を履修し、成績の評価を受け、全ての単位を修得しなければならない。
- 3 開設された授業科目のうちⅠ群科目については、全科目を履修し、成績の評価を受け、別表第1により規定の単位を修得しなければならない。
- 4 開設された授業科目のうちⅡ群科目については、所定の科目を選択、履修し、成績の評価を受け、別表第1により規定の単位を修得しなければならない。
- 5 Ⅱ群科目の履修に当たっては、Ⅱ群科目受講願（様式第1号）を、学級担任を経て教務係に提出しなければならない。
- 6 前項の提出期限は、通年及び前期のみの科目については、前年度の1月30日まで、後期のみの科目については7月5日までとする。
- 7 Ⅱ群科目の受講者数に著しい偏りが生じた場合等は、授業担当者及び学級担任の協議により受講科目を調整することがある。この場合、受講科目の調整を受けた学生は、速やかに教務係にⅡ群科目受講願を提出しなければならない。

(科目履修の認定要件)

第3条 当該科目の出席時数が4分の3以上の者は、履修したものと認定する。ただし、病気等やむを得ない事由により欠席が長期にわたる場合は、3分の2以上出席している者としてすることができる。

(特別活動履修の認定要件)

第4条 特別活動の履修を認定するために必要とする出席時数については、前条を準用する。

(単位修得の認定要件)

第5条 履修した科目の評価が、第11条第3項に該当する場合、単位の修得が認められる。

第3章 学業成績の評価

(試験)

第6条 試験は、各期末に行う定期試験を原則とし、そのほか中間試験を行うことができる。

- 2 試験は、筆答試験とする。ただし、実験及び実習等特別な科目については、実技を課し、又は作品若しくは報告書等の提出によりこれに代えることができる。

3 試験の期日・時間割等は試験開始日の12日前に告示するものとする。

第7条 試験開始後20分を経過した遅刻者は、当該科目の試験を受けることができない。

第8条 正当な事由がなく試験を受けなかった者の当該試験の成績は0点とする。

(追試験)

第9条 正当な事由により試験を受けなかった者に対しては、願い出により追試験を行う。

2 前項の追試験を希望する者は、当該試験終了後授業開始日から5日以内（ただし、学年末試験にあつては3日以内とし、いずれも土日は含まない。）に追試験許可願（様式第2号）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 正当な事由がなく前項の追試験を受けなかった者の当該試験の成績は0点とする。

(不正行為)

第10条 試験中不正行為のあった者は、直ちに受験を停止し、当該試験期間の全試験の成績を0点とする。

2 不正行為をほう助（援助）した者については、前項に準じた扱いとする。

(成績の評価)

第11条 各期における成績の評価は、試験の成績及び平素の学習状況等を総合し、100点法により行う。ただし、100点法による評価が困難な科目については、合格又は不合格とする。

2 学年成績の評価は、次の各号により行うものとする。

(1) 学年を通じて履修する科目については、各期の成績を総合する。

(2) 前期又は後期のみで履修する科目については、各期の成績とする。

3 各科目の単位の修得については、その成績の評価が60点以上又は合格の場合とする。

第12条 前条第2項の評価に当たっては、第3条に定める認定要件を充足しない科目の評価は、59点以下又は不合格とする。

(報告)

第13条 教員は、試験終了後速やかに担当科目についての成績を評価し、校長に報告しなければならない。

(評語及び評点)

第14条 学業成績の評語及び評点は、それぞれ次のとおりとする。

学業成績の点数	評語	評点
80点 ～ 100点	優	5
70点 ～ 79点	良	4
60点 ～ 69点	可	3
30点 ～ 59点	不可	2
29点以下	不可	1

(再試験)

第15条 未修得科目の追認のために行う試験（以下「再試験」という。）は前学年における単位未修得の科目について行う。

2 再試験を受験することができる者は、当該科目について第3条に定める履修を認定された者に限る。

3 再試験は筆答試験を原則とする。

第16条 再試験の実施時期は、前期にあつては5月とし、後期にあつては1月とする。ただし、第5学年については、前期にあつては6月とし、後期にあつては12月とする。

2 再試験の期日・時間割等については、その都度告示する。

第17条 再試験を受験希望の者は、当該年度前・後期に実施される再試験毎に再試験許可願（様式第3号）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 再試験許可願の提出期限は、前期実施分については4月21日まで、後期実施分については11月15日までとし、それぞれの期日までに提出のない者については、受験希望がないものとして処理する。

3 前期再試験の成績が、著しく不良と判定された者又は正当な事由がなく前期再試験を受けなかった者については、当該科目について後期再試験の受験を許可しない。

第18条 正当な事由がなく再試験を受けなかった者の当該試験の成績は0点とする。

第19条 教員は、再試験終了後速やかに担当科目についての成績を評価し、校長に報告しなければならない。

2 再試験に合格した科目の単位については、その科目の履修年度に遡り追認し、その評価は60点とする。

第20条 正当な事由により再試験を受けなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

2 前項の追試験を希望する者は、当該試験終了後5日以内（土日は含まない。）に追試験許可願（様式第2号）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

第21条 第15条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる科目は、再試験を実施しない。

学 科 等	再試験を実施しない科目
機械工学科	設計製図、創造設計、工学実験、基礎実験、工作実習、機械工学概論
電気情報工学科	電気製図、電気情報工学ゼミ
物質工学科	設計製図、物質工学演習、生物工学演習
建築学科	建築学研究、建築学実験
一般科目	保健体育、美術、音楽

2 前項に掲げる科目以外で再試験の実施に支障を来す科目がある場合は、その都度教務委員会で審議する。

（成績の通知）

第22条 前期の成績及び学年の成績は、その評価の確定後速やかに保護者に通知するものとする。

（成績の証明）

第23条 成績証明書への記入、外部に対する成績の通報等を行う場合は、評語又は評点により行うことを原則とする。

第4章 課程の修了及び進級・卒業の認定

(学年課程修了の認定)

第24条 校長は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした者について、各学年の課程を修了したものと認定する。

- (1) 学年末において、別表第1に定められた単位数以上を修得している者
- (2) 第1学年から第3学年までにあつては、特別活動を履修したと認められる者
- (3) 学年末において、別表第2に該当する者
- (4) 当該学年の出席時数が年間総授業時数の4分の3以上出席している者。ただし、病気等やむを得ない事由により欠席が長期にわたる場合は、3分の2以上出席している者とすることができる。

2 校長は、前項の認定に当たっては、進級判定会議に諮るものとする。

第25条 各学年の修了を認められた者は、上級学年に進級させる。

第26条 未修得科目を有したまま進級を認められた者について、その学生が原学年に留まることを希望する場合は、願い出により許可することがある。

第27条 原学年に留められた者は、当該学年に係る全授業科目を再履修するものとする。

(卒業の認定)

第28条 校長は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした者について、卒業を認定する。

- (1) 第5学年末において167単位以上（うち一般科目75単位以上、専門科目82単位以上）を修得している者
- (2) 第5学年末において別表第2に該当する者
- (3) 第5学年の出席時数が年間総授業時数の4分の3以上出席している者。ただし、病気等やむを得ない事由により欠席が長期にわたる場合は、3分の2以上出席している者とすることができる。

2 校長は、前項の認定に当たっては、卒業判定会議に諮るものとする。

(在学期間の制限)

第29条 同一学年には2年を超えて在学することはできない。ただし、休学の場合はこの限りでない。

附 則

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 都城工業高等専門学校進級及び卒業の認定に関する規則（昭和53年2月15日制定）、学業成績評価基準（昭和53年4月1日制定）及び再試験に関する内規（昭和53年4月1日）は、廃止する。

<略>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（2）電気情報工学科は、平成29年度入学者から適用する。
ただし、第4学年の学年別開設単位数及び進級要件単位数は、平成26年度入学者から適用し、第2学年の学年別開設単位数並びに第2学年及び第3学年の進級要件単位数は、平成28年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成30年度入学者から適用する。
ただし、機械工学科の第4学年及び第5学年の学年別開設単位数は、平成27年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年7月2日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成30年度入学者から適用する。ただし、機械工学科及び物質工学科の内訳は平成26年度入学者から適用し、電気情報工学科の内訳は平成28年度入学者から適用する。
また、電気情報工学科の必修科目のうち第2学年は「3」、第3学年は「7」、第4学年は「11」及び第5学年は「24」、並びにⅠ・Ⅱ群科目のうち第3学年は「88」、第4学年は「119」及び第5学年は「143」とし、平成26年度並びに平成27年度入学者に適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2は、平成31年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の物質工学科の進級要件単位数内訳は、平成28年度入学者から適用する。

別表第1

(1) 機械工学科

		1年	2年	3年	4年	5年
	学年別開設単位数	34	34	34	35	37
	累積開設単位数	34	68	102	137	174
	進級要件単位数	25	58	95	129	*167
内 訳	必修科目	5	10	15	21	35
	I・II群科目	20	48	80	108	132

(2) 電気情報工学科

		1年	2年	3年	4年	5年
	学年別開設単位数	34	35	34	37	35
	累積開設単位数	34	69	103	140	175
	進級要件単位数	25	59	96	130	*167
内 訳	必修科目	0	4	8	12	25
	I・II群科目	25	55	88	118	142

(3) 物質工学科

		1年	2年	3年	4年	5年
	学年別開設単位数	34	34	34	36	36
	累積開設単位数	34	68	102	138	174
	進級要件単位数	25	58	95	129	*167
内 訳	必修科目	4	6	10	16	30
	I・II群科目	21	52	85	113	137

(4) 建築学科

		1年	2年	3年	4年	5年
	学年別開設単位数	34	34	35	37	34
	累積開設単位数	34	68	103	140	174
	進級要件単位数	25	58	95	129	*167
内 訳	必修科目	2	5	9	15	25
	I・II群科目	23	53	86	114	142

※II群科目の「校外実習」（4年1単位）は開設単位に含めていない。

※第3学年末において第2学年までの単位を63単位以上修得していなければ
第4学年に進級できない。

*5年については卒業要件単位数とする。

別表第2

科目の評価がA欄については60点以上、B欄については科目履修の認定要件を満たした上、評価が30点以上である者					
指 定 科 目	区分	機械工学科	電気情報工学科	物質工学科	建築学科
	A	設計製図(1・2・3・5年) 創造設計(4年) 工学実験(4・5年) 基礎実験(3年) 工作実習(1・2年) 卒業研究(5年)	電気情報工学実験 (2～5年) 卒業研究(5年)	基礎化学実験(1年) 分析化学実験(1・2年) 無機化学実験(3年) 有機化学実験(3年) 物理化学実験(4年) 機器分析実験(4年) 物質工学実験(4年) 化学工学実験(5年) 生物工学実験(4年) 生物反応工学実験(5年) 卒業研究(5年)	建築設計演習 (1・2・3・4年) 卒業研究(5年)
	B	材料力学(3・4年) 熱力学(4年) 水力学(4年) 機械設計法(4年) 工業力学(3年)	電気基礎論Ⅰ(1年) 電気基礎論Ⅱ(1年) 電気磁気学(3・4年) 電気回路Ⅰ(2年) 電気回路Ⅱ(3年)		

教務主事	学級担任

Ⅱ 群 科 目 受 講 願

令和 年 月 日

都城工業高等専門学校長 殿

学科 学年（No. ）

氏名

下記の科目を受講したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

種別	授業科目	単位数	備 考
一 般 科 目			
専 門 科 目			

注) 学級担任を経て、教務係に提出すること。
(提出期限：通年・前期は前年度の 1 月 3 0 日まで、後期は 7 月 5 日までとする。)

再 試 験 許 可 願

令和 年 月 日

都城工業高等専門学校長 殿

学科 学年 (年度入学)
氏名

下記の科目の再試験を御許可くださるようお願いいたします。

記

受験科目	単位数	担当教員名	印	備 考

- 注 1. 提出先は教務係とする。
2. 提出期限（前期分 4 月 2 1 日、後期分 1 1 月 1 5 日）厳守のこと（当該科目の担当教員が出張で許可印がもらえない場合は、教務係へ申し出ること。）
3. 提出期限が休日の場合はその翌日とする。